



指名停止処分について

- 1 楽 旨 独占禁止法違反行為による指名停止処分
- 2 業 者 株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役 横井 輝明
東京都渋谷区本町1-13-3
- 3 期 間 令和8年2月5日から令和8年5月4日まで（3カ月間）
- 4 概 要 上記業者は、特定跨線橋点検等業務の入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するため指名停止を行う。

※課徴金減免制度の適用について

課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、措置要領第3条第2項の規定に基づき、通常月数の2分の1の措置としている。

【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002 (内線143)
FAX 0877-46-4056